

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次に掲げる課を置く。 総務課 危機管理課 企画課 税務課 町民課 健康福祉課 <u>高齢者支援課</u> 農林水産課 にぎわい創出課 建設課 環境水道課 (分掌事務) 第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 総務課 (略) 健康福祉課 (1) 健康増進及び保健衛生に関する事項 (2) へき地医療及び救急医療等に関する事項 <u>(3) 障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項（保育所に関する事項を除く。）</u> <u>高齢者支援課</u> <u>(1) 高齢者福祉に関する事項</u> <u>(2) 介護保険に関する事項</u> 農林水産課 (略)	(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次に掲げる課を置く。 総務課 危機管理課 企画課 税務課 町民課 健康福祉課 農林水産課 にぎわい創出課 建設課 環境水道課 (分掌事務) 第2条 前条に規定する各課の分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 総務課 (略) 健康福祉課 (1) 健康増進及び保健衛生に関する事項 (2) へき地医療及び救急医療等に関する事項 <u>(3) 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項（保育所に関する事項を除く。）</u> <u>(4) 介護保険に関する事項</u> 農林水産課 (略)